

『日本目録規則』改訂の基本方針

1 将来の目録

目録は、資料のもつ潜在的利用可能性を最大限に顕在化する道具であるべきである。その実現のためには、厳密で豊富な検索結果を提供できる必要がある。具体的には、資料の多様化への対応、典拠コントロールの拡大、リンク機能の実現が重要となる。

目録規則は、このような目録を実現できる規則となる必要がある。

2 新しい『日本目録規則』の意義と目的

新しい『日本目録規則』（NCR）は、FRBR（Functional Requirements for Bibliographic Records）モデルに基づくこと、従来の目録からの継続性を保つこと、日本で使用可能な規則であることが必要である。

具体的には、典拠コントロールを重視するがその際は日本の状況を踏まえた現実的な対応をすること、コア・エレメントについての RDA（Resource Description and Access）を参考にした規定、書誌階層の考え方の継続、構成部分へのアクセスの徹底、和古書漢籍の十分な扱い、日本語資料の豊富な実例の記載が必要である。

3 NCR 改訂の留意事項

NCR 改訂にあたっては、①ICP（International Cataloguing Principles）等に準拠すること、②RDA に対応すること、③現行 NCR 評価を反映すること、④論理的でわかりやすく実務面で使いやすいこと、⑤提供方法も含めてウェブ環境に適合することに留意する。

改訂後の NCR は、その名称を『日本目録規則』とし、RDA 対応を明示する語句を付加する。

また、草案段階での公開、検討集会の開催等によって広く意見を募り、フィードバックを行う。なお、完成後には、書誌データ作成機関の実務者を対象とした研修を実施する。

4 改訂の主な内容

(1) 規定範囲

新 NCR の規定範囲は、主としてエレメント（データ要素）の定義に限定する。エレメントの記載順序は、原則として規定しない。ただし、対になるべきエレメントなどその記載順序が必要と思われる場合には触れることがある。

区切り記号は規則内で規定しない。また、排列は基本的には取り扱わない。

付録では、区切り記号を推奨・参考として例示する。また、特定の MARC フォーマットによる実データのマッピング例示、ダブリン・コアへのマッピング例示などを収録する。

その他に用語集の全面的再検討を行う¹。

¹ 当方針に用いている用語についても、今後変更する可能性がある。

(2) FRBR モデルへの対応

表現形を書誌レコードの基盤として、これまでの書誌データとの継続性を確保する。

資料に関する記録（現行 NCR の「記述」に相当）の各エレメントは、FRBR モデルの著作、表現形、表現形、個別資料のいずれに関わるエレメントかを明確にする。

実体の第 2 グループにおける個人、家族、団体の 3 区分を採用する。

(3) エレメントの設定

RDA では、実体の識別等に資するため、個々の要素の独立性・機械可読性を高めて、「エレメント」として詳細化している。新 NCR でも、現行の注記は、精査の上、なるべく細分化し、それぞれをエレメントとして扱う。

下位書誌レベル（構成書誌レベル）に関する情報の記録については、著作と著作でないものを区別し、別エレメントとして扱う。

コア・エレメントについての規定を設ける。

(4) 資料種別

従来の資料種別に対して、機器種別、キャリア種別、表現種別の 3 種に分けた規定を設ける。機器種別は、記述対象の内容を表示・再生・作動させるために必要な媒介機器の大別を示すものである。キャリア種別は、機器種別と組み合わせて記述対象の記録媒体の形式及びキャリアの収納形態を示すものであり、現行 NCR の特定資料種別に相当する。表現種別は、記述対象の内容を表現する基本的な形式を示すものである。

(5) 典拠コントロール

集中機能のための典拠コントロールを重視する。主題の典拠コントロールについては、規定作成作業を保留とする。

著作の識別のための「著作に対する典拠形アクセス・ポイント（現行 NCR の統一タイトルにあたる）」を定義する。著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、主として作成者名と優先タイトル、または優先タイトル単独で構成されることとし、必要に応じて識別要素を加えることも、形を簡略化することも可能とする。

典拠形アクセス・ポイント（現行 NCR の統一標目）だけでなく、典拠レコードに記録するエレメントについての規定も検討する。

(6) 関連

RDA における 6 種類の関連と関連指示子リストの考え方と詳細な扱いを検討する。ただし、主題に関わる関連については保留とするため、実際に扱うのは 4 種類の関連となる。

書誌階層については、その概念を維持するが、位置付けについてはなお検討を継続する。また、論文等を十分扱えるようにするために構成書誌レベルの記述規則の明確化を図る。

(7) その他

その他に、FRAD (Functional Requirements for Authority Data) との整合性、コード化情報・識別子の扱い、個別資料の扱い、アクセス制限の扱い、新規レコード作成要件、所蔵レコードの扱いなどについても検討する。

5 新 NCR の構成

(1) 全体構成

全体構成を、総説、実体の属性に関する記録、実体の関連に関する記録、付録と大別する。

(2) 実体の属性に関する記録

実体の属性に関する記録の内の構成については、資料に関する記録(現行 NCR の「記述」に相当)と典拠形アクセス・ポイント(現行 NCR の「標目」に相当)に二分するか、典拠形アクセス・ポイントを独立させずに RDA と同様に全体を FRBR の実体別に構成するかについて、さらに検討を行う。いずれの場合も現行 NCR のような資料種別による構成はとらない。

資料に関する記録の全体に関わる事項(目的、構成、新規レコード作成要件、書誌階層、転記の原則、情報源、記述の基盤など)を記載する総則を設ける。

典拠形アクセス・ポイントの全体に関わる事項(機能、種類、実体の選定、形の選択、表記、参照)を記載する総則を設ける。典拠形アクセス・ポイントを独立させずに RDA と同様に全体を FRBR の実体別に構成する場合も、これらの規定を置く場所について検討する。

(3) 実体の関連に関する記録

関連に関する記録では、属性に関する記録において規定された事項を「関連」という観点から再整理して示す。関連に関する記録には、その全体像を示す総則を設ける。また、関連指示子についても検討する。